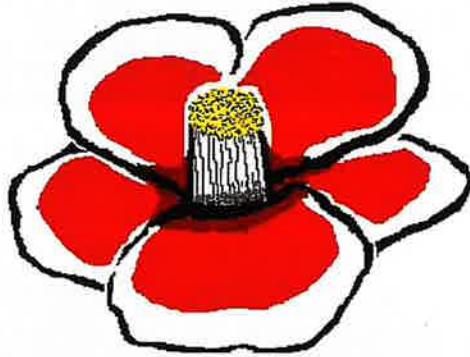


家畜衛生情報

つばき



季刊 第136号
令和3年 夏号



星と螢 (岐宿町)

目次

- P.2 • 家畜伝染病発生状況および夏季休暇期間中の防疫対策について
- P.3 • 管内における飼養衛生管理基準の実施状況について
- P.4 • 死亡家畜の適正処理について
• 家畜排せつ物の適正処理について
• 県外導入牛(繁殖用)のヨーネ病検査のお願いについて
- P.5 • 家畜保健衛生事業推進会議、飼養衛生管理指導強化協議会の開催
• 「晴太郎、晴久」について
• 適切な給与水で家畜を守りましょう
• 表紙について

長崎県五島家畜保健衛生所
(五島振興局農林水産部家畜衛生課)

〒853-0031

長崎県五島市吉久木町725-3

TEL (0959)72-3379

FAX (0959)72-1023

E-mail s12230@pref.nagasaki.lg.jp



家畜伝染病発生状況および 夏季休暇期間中の防疫対策について

豚熱・アフリカ豚熱

豚熱は依然として発生が続いています。特に野生イノシシで陽性が確認された地域は25都府県に及び、それに伴いワクチン接種推奨地域が32都府県と拡大しています。ワクチン接種豚には移動制限があり、五島を含む非接種地域へ、種豚・精液・肥育もと豚などの移動が制限されていますので、ご注意ください。

また、アフリカ豚熱は近隣諸国で現在も発生が続いている。ワクチンもなく、一度国内に侵入すると大きな被害が想定されます。

豚熱のワクチン接種推奨地域

| | | | |
|------|-----|-----|-----|
| 青森県 | 岩手県 | 宮城県 | 秋田県 |
| 山形県 | 福島県 | 茨城県 | 栃木県 |
| 群馬県 | 埼玉県 | 千葉県 | 東京都 |
| 神奈川県 | 新潟県 | 富山県 | 石川県 |
| 福井県 | 山梨県 | 長野県 | 岐阜県 |
| 静岡県 | 愛知県 | 三重県 | 滋賀県 |
| 京都府 | 大阪府 | 兵庫県 | 奈良県 |
| 和歌山県 | 鳥取県 | 岡山県 | 沖縄県 |

※赤字:農場で豚熱陽性が確認された県(14県69事例)

※黄色網:豚熱陽性の野生イノシシが確認された都府県(25都府県)

高病原性鳥インフルエンザ

昨シーズンは、国内で相次いで発生し過去最大の被害になりました(18県52事例)。

発生農場では、長靴の交換未実施又は履き替え後の動線交差、集卵ベルト金網部の隙間や鶏舎内などでねずみの侵入の痕跡等、飼養衛生管理の不備が確認されています。

口蹄疫

現在、国内の発生はないものの3月に中国南部・広東省で豚の発生が報告されています。依然として国内侵入リスクが高い状態です。

これらの家畜伝染病をご自身の農場で発生させないためにも、
飼養衛生管理基準の遵守と点検をお願いします。

日本の周辺国ではアフリカ豚熱(ASF)や口蹄疫(FMD)が継続して発生しています。夏季休暇期間の中でも特にお盆前後は、人の動きが増えると予想されます。家畜の生産者・関係者の皆様は、以下の点にご留意いただき、家畜伝染病の発生防止に努めてください。

- 畜産関係者のASF、FMD等発生地域への海外渡航の自粛
- 消毒および衛生管理区域への病原体の持込み防止
- 毎日の健康観察、異状の早期発見および早期通報の徹底



管内における飼養衛生管理基準の実施状況について

今年度より、「定期報告書」のほか、「**飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況^{*1}**」も提出していただきましたことになりました。1から38までの設問の中、「いいえ」が多い項目や**対策に時間を要する**項目について、解説をします。

*1 自らの農場に関する飼養衛生管理基準の自己点検を行う書類。



●記録の作成および保管

①衛生管理区域に立ち入った者に関する記録、②農業作業従事者の海外渡航状況、③家畜の導入に関する記録、④家畜の出荷又は移動に関する記録、⑤治療・投薬に関する記録、⑥診療獣医師や家畜保健衛生所から農場への指導内容について、記録作成・保管（最低1年以上）を行う必要があります。

特に①は、消毒の実施状況や海外渡航状況なども記録する必要があります。管内では、各農家へ衛生管理区域立入記録簿を配布しました。**記録簿は農場内に保管し、立入者（関係機関、その他近隣住民も含む）に記入をしてもらうようお願いします。**新しい記録簿が必要な場合は、家畜保健衛生所までお問い合わせください。



| ○衛生管理区域立入者記録簿 | | 記入者 | 備考 | 年月日 | | 記入者（複数可） |
|---------------|-----|-----|----|-------|-----|----------|
| 年 | 月 | | | 年 | 月 | |
| 平成28年 | 1月 | | | 平成28年 | 1月 | |
| 平成28年 | 2月 | | | 平成28年 | 2月 | |
| 平成28年 | 3月 | | | 平成28年 | 3月 | |
| 平成28年 | 4月 | | | 平成28年 | 4月 | |
| 平成28年 | 5月 | | | 平成28年 | 5月 | |
| 平成28年 | 6月 | | | 平成28年 | 6月 | |
| 平成28年 | 7月 | | | 平成28年 | 7月 | |
| 平成28年 | 8月 | | | 平成28年 | 8月 | |
| 平成28年 | 9月 | | | 平成28年 | 9月 | |
| 平成28年 | 10月 | | | 平成28年 | 10月 | |
| 平成28年 | 11月 | | | 平成28年 | 11月 | |
| 平成28年 | 12月 | | | 平成28年 | 12月 | |
| 平成29年 | 1月 | | | 平成29年 | 1月 | |
| 平成29年 | 2月 | | | 平成29年 | 2月 | |
| 平成29年 | 3月 | | | 平成29年 | 3月 | |
| 平成29年 | 4月 | | | 平成29年 | 4月 | |
| 平成29年 | 5月 | | | 平成29年 | 5月 | |
| 平成29年 | 6月 | | | 平成29年 | 6月 | |
| 平成29年 | 7月 | | | 平成29年 | 7月 | |
| 平成29年 | 8月 | | | 平成29年 | 8月 | |
| 平成29年 | 9月 | | | 平成29年 | 9月 | |
| 平成29年 | 10月 | | | 平成29年 | 10月 | |
| 平成29年 | 11月 | | | 平成29年 | 11月 | |
| 平成29年 | 12月 | | | 平成29年 | 12月 | |

●ねずみ及び害虫の駆除

ねずみ捕り目的として農場内で猫を飼養することもありましたが、現在、愛玩動物は衛生管理区域内の飼育が禁止されています。

衛生管理区域内に病原体を持ち込むおそれのあるねずみや害虫を減らすため、**殺鼠剤、殺虫剤、粘着シート等の利用**（定期的な取替えも含む）をお願いします。併せて農場内へ侵入させない・繁殖させない環境整備（ネット、餌の保管方法、整理整頓、除草）もお願いします。

●衛生管理区域に立ちに入る車両の消毒等

衛生管理区域の入口付近には、病原体の持ち込み防止のため、車両を消毒するための設備を整える必要があります。

消毒方法は、**消石灰や動力噴霧器、ゲート式車両消毒装置等の利用**がありますが、特に消石灰の散布は、農場の規模に係らず対応しやすい方法ですが、散布時は、**車の長さの2倍を意識する**ようお願いします。



死亡家畜の適正処理について

家畜の死体は**産業廃棄物**に分類されます。自己所有地であっても、**産業廃棄物を勝手に処理・埋却を行うと法律違反（不法投棄）**となります。畜産農家の皆様は、産業廃棄物をマニュフェスト管理し、運搬や処理を業者に委託する場合は委託契約を行うなど、適正な処理をお願いします。また、**死亡牛は月齢および死因に応じてBSE検査を行う**ことがありますので、牛が死亡した場合は診療獣医師、もしくは当所へ連絡をお願いします。

家畜排せつ物の適正処理について

家畜ふん尿や畜産に起因する汚水などの家畜排せつ物は、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）」で**適正な管理と処理が義務付けられています**。

家畜排せつ物の処理や保管には、守るべき基準（「**管理基準**」）がありますので、以下の管理基準を守り、野積みや素掘り等の不適切な処理をしないようにして下さい。

<管理基準>

1 管理施設の構造設備に関する基準

- ア ふんなどの固形状の家畜排せつ物を管理する施設は、床をコンクリートや遮水シート等の**不浸透性材料で築造し**、適当な覆いと側壁などを設ける
- イ 尿やスラリーなど液状の家畜排せつ物を管理する施設は、**不浸透性材料で築造した貯留槽**とすること

2 管理の方法に関する基準

- ア 家畜排せつ物は、**管理施設で管理**すること
- イ 管理施設の**定期的な点検や修繕等**、装置の**維持管理を適切に行うこと**
- ウ 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法、処理の方法別の数量について記録を行うこと

※ 飼養規模が小規模（牛・馬10頭未満、豚100頭未満、鶏2,000羽未満）の場合は、管理基準の適用対象外ですが、適切な処理自体は義務ですので、不適切な処理はしないようにしてください

管理規準に違反し、改善がみられない場合には罰則（20万円以下の罰金）を科せられことがあります。

県外導入牛（繁殖用）のヨーネ病検査をお願いします

ヨーネ病は、ヨーネ菌の感染により発症し、難治性の下痢等を呈し衰弱死をもたらす**法定伝染病**です。本病に対する有効なワクチンや治療法は無く、家畜伝染病予防法において、患畜の殺処分等の対応が必要になります。

現在、全国で発生が確認されており、ひとたび農場に侵入すると、**清浄化までに最短でも3年と長期に及びます。**

県外導入牛（肥育用除く）について、ヨーネ病検査を実施しています。県外から牛を導入する場合には、**事前に当所に連絡をお願いします**。また、陰性であることを確認するまでは、他の牛と接触しないように隔離等の対策もお願いします。

<令和2年次ヨーネ病発生件数(全国)>
400戸 807頭

出典：農研機構 動物衛生研究部門HP



家畜保健衛生事業推進会議、 飼養衛生管理指導強化協議会を開催しました

去る6月29日、県、市町、JA、NOASA I、獣医師、団体等、およそ30名を参考して、標記会議及び協議会を開催しました。

家畜保健衛生事業推進会議は、当所事業の効率的な遂行を目的として、事業内容の説明を行いました。

飼養衛生管理指導強化推進協議会は、国内・近隣諸国での高病原性鳥インフルエンザ・豚熱等の発生や飼養衛生管理基準の改正等を受けて、畜産関係者が一体となって飼養衛生管理基準遵守に向けた取組み「実践7項目」を行うことを目的として、立上げられました。



畜産関係者も基準内容を理解して、立入台帳の記入や手指の消毒等、基準遵守に向けた取組みを率先して行うこととしております。また、農場において基準遵守状況の確認や改善をお願いすることもありますが、ご理解いただきますようお願いします。

ご自身の農場はご自身で守ることが必要ですので、農場入口での車両消毒や踏込消毒槽の設置など、飼養衛生管理基準の遵守徹底をお願いします。

長崎県糸桜系種雄牛「晴太郎」、「晴久」について

「晴太郎」と「晴久」は本県を代表する種雄牛「平茂晴」を父に持つ、糸桜系の種雄牛です。2頭の現場後代検定成績は「晴太郎」がBMS 9.3で歴代の県有種雄牛の中で3位、また「晴久」はBMS 9.0で歴代4位と共に好成績となっており、「平茂晴」の後継牛として期待されます。

県内の生産者向けの共用は6月から開始されていますので、積極的な活用をお願いします。

現場後代検定成績（去勢牛）

| | 脂肪交雑 (BMSNo.) | 枝肉重量 (kg) | ロース芯面積 (cm ²) | バラの厚さ (cm) | 上物率 (%) |
|-----|------------------|--------------|------------------------------|---------------|------------|
| 晴太郎 | 9.3 | 514.6 | 65.2 | 7.9 | 100 |
| 晴久 | 9.0 | 511.9 | 73.2 | 8.0 | 81.8 |
| 県平均 | 7.9 | 513.6 | 64.4 | 8.4 | 89.4 |

※県平均：令和2年次長崎県産子の肥育成績（去勢）平均値



晴太郎

平成27年12月20日生
血統：平茂晴-百合茂-福之国



晴久

平成28年1月13日
血統：平茂晴-安福久-平茂勝

適切な給与水で家畜を守りましょう

夏場は体温を下げるために家畜の飲水量は増加します。

私たちヒトの飲水である水道水は、水道法によって水質基準が定められていますが、家畜の給与水については具体的な数値は示されていません。

しかし、川水やため池等水道水以外の水源に野生動物のふん尿等が混入し、それに含まれた病原体を家畜が飲水し病気になる可能性があるため、昨年7月に改正された飼養衛生管理基準で、「飼養する家畜に水道水等の飲水に適した水以外の水を給与する場合には、これを消毒すること」と定めています。

管内の家畜への給与水は水道水152戸、井戸水・ボーリング12戸、その他72戸でした。以下を参考に適切な消毒の実施をお願いします。

消毒薬は次亜塩素酸ナトリウム等が一般的です。1日の飲水量が多い、水源の貯水量が一定でない等、濃度の調整が難しい場合、自動で薬液を定量・注入する機械（写真1）や紫外線殺菌装置（写真2）の利用もおすすめです。

また、消毒による水質維持と併せて、定期的に配管や貯水槽、ウォーターカップ等のぬめりや汚れを清掃することも大切です。ぬめりはバイオフィルムともよばれ、様々な細菌の巣として薬剤等に耐性を示しやすく、消毒効果を弱める可能性があるので注意しましょう。



写真1



写真2

表紙について



職場で蛍鑑賞会を行いました。6月末でしたが、たくさん見ることができて満足しました。ゲンジボタルやヒメボタルは、光りかたや色で蛍の区別がつくことを初めて知りました。蛍を捕まえるのは大学生以来でしたので、とても楽しかったです。仕事後のほっと一息も大事ですね。

